

事務事業名	固定資産税賦課事務	所属部門	住民税務課 資産税係
町長公約	健全な財政運営と財政計画の策定		公約達成年次 2022年
簡易シートを選択した理由	<input type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金・繰出金のみ <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input checked="" type="checkbox"/> 今後3年間で大きな変化が見込まれない事業		

〔事業の概要・現状・課題〕

●概要・現状

土地、家屋及び償却資産の課税基礎である評価額を決定し、納税義務者調査、減免確認、課税計算等を行い、納税通知書を発送する。

土地)分筆・所有権移転等の異動整理、新路線価の調査、現地確認を行う。
 家屋)未評価家屋の調査及び評価、滅失家屋等の現地確認、所有権移転等の異動を行う。
 償却資産)新規事業者の調査、申告書発送、申告受付、異動入力、現地確認等を行う。

●課題

・固定資産税は、当年の1月1日に固定資産を所有している者に課税する。しかし、納税通知書発送前に所有者が亡くなっている場合は、相続人代表者に納税通知書を送付することになるが、相続人代表者の特定に時間がかかるケースが多くなっている。また、所有者が亡くなった後に、固定資産の所有権移転登記がなされないことや相続放棄する件もあり、将来的に所有者不明の土地等が増える懸念がある。

・償却資産は納税者の提出する申告書をもとに賦課を行っているが、適正に申告をしていないと思われるものがあると思われる。

〔2022年度及び2023年度以降の方向性・課題の解決方法〕

・宅地の新規造成による住宅の増加は落ち着いてきているが、既存の土地の分筆により住宅が定期的に増える等、評価課税件数、賦課税額とも増加傾向となり、課税にかかる取扱いデータは今後も増加する見込み。

・相続登記を促すため、令和3年度から、住民窓口係で配付する窓口案内文書「死亡に関する主な手続き」に相続登記や未登記家屋の所有権移転について記載したとともに、死亡者の手続きに来た方に配付する説明資料を新たに作成し、相続による所有権移転をさらに周知・勧奨した。

・令和3年度課税より、地方税法の改正により「使用者を所有者とみなす制度」の拡大が適用されたため、本制度も活用しながら賦課事務を進めていく。(令和3年度から1件該当あり。)

・償却資産については、経営規模や登録状況から不適正と思われるものを抽出し、税務署への申告資料等を活用し、是正していく。

		内訳	単位	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
投入量	事業費	国・道支出金	円						
		地方債	円						
		その他(使用料等)	円	15,200	15,200	164,541	16,150	16,150	0
		一般財源	円	10,450,271	2,948,904	11,803,884	11,232,593	4,023,571	9,413,000
		事業費計(A)	円	10,465,471	2,964,104	11,968,425	11,248,743	4,039,721	9,413,000
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4	4	4
		人工数(業務量)	人工	4.1218	3.8102	3.8371	3.9141	3.5354	
人件費計(B)		円	32,065,811	29,711,757	30,767,591	31,067,856	27,539,939		
トータルコスト(A+B)		円	42,531,282	32,675,861	42,736,016	42,316,599	31,579,660		